

令和8年6月吉日

営利法人会員、公益法人会員、個人会員および公共会員 各位

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 小 峯 裕 己

会費値上げに対するご理解のお願い

平素より当協会事業に格別のご高配を賜り、ありがとうございます。

さて、5月25日（月）に開催した令和8年度定期総会において、「会員入会・会員会費規程」の改正が承認されました。以下の理由により、営利法人会員、公益法人会員、個人会員および公共会員の会費を値上げさせていただきます。物価高騰の折、会費を値上げさせていただくこととなり、皆様にはご負担をおかけいたし、誠に恐縮です。事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【会費値上げの理由】

会員の皆様も個人としては支出抑制に取り組まれていることと存じますが、企業においても全社的な経費削減を進めておられることと思います。それにもかかわらず、今回会費の値上げをお願いする大きな理由として、協会の存続に関わる財政逼迫を挙げることができます。

令和7年度の決算は約880万円の大幅な赤字を計上いたしました。主たる原因は、臭気判定士試験受験者数の減少に伴う試験関連収益の減少です。受験者数は毎年約15%ずつ減少し続けており、これに伴い、試験受験手数料・試験参考図書売上収入・嗅覚検査手数料・免状交付手数料などが年々減少しています。

ここ数年の決算でも200万円程度の赤字を計上してきましたが、それぞれ理由があったため、特別な措置を講じることなく対応してまいりました。赤字は協会の資産で補填しておりますが、令和7年度末の残高は約412万円となっており、数百万円規模の赤字が継続すると、5～10年後には資産を全て取り崩す事態となりかねません。このような事態に陥ると、協会の存続が困難となってしまいます。

こうした赤字の状況に対し、何ら手を講じてこなかったわけではなく、郵送費の削減や紙媒体書類の廃止による印刷関連費用の削減、さらには人件費の見直しなど、協会事務に係る経費削減に努めてまいりました。

しかしながら、これらの取り組みのみでは赤字の解消が困難であることが明らかとなりました。

当協会が入居する四谷 MS ビルについて、令和 8 年 3 月に貸主企業が買収されたことに伴い、年度当初に貸主側から賃料改定に関する協議の申入れがあり、今後 1～2 年のうちに経費の増加が見込まれることとなりました。

そこで、協会の安定的な運営のため、社団法人運営の基礎となる会費の改定を提案し、令和 7 年度第 3 回理事会において、出席した理事から意見を聴取いたしました。その結果、協会財政の改善のためには会費の値上げはやむを得ないという結論に達し、前述のとおり、令和 8 年度定期総会において議案として上程いたしました。

これまで法人会員の会費は 1990 年から改定を行っておらず、個人会員の会費については協会創設時の 1987 年に定められたまま、30 年間以上会費を変えずに維持してまいりましたが、協会財政の逼迫状況をご理解いただき、会費値上げに対してご理解いただけますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

【今後の収益改善に向けた取り組み】

収益を増やすために、臭気判定士試験の受験者数増加を図る施策を検討しています。少なくとも、受験者数の減少を食い止めることを目指しています。

そのためには、所管官庁（環境省）に対して様々な働きかけをしていく必要があると考えております。具体的な一例として、受験者数を増やすために臭気判定士に与えられた権限を拡大し、悪臭苦情を解決するためのアドバイスまで担えるようにすることが考えられます。これは現在の協会資格「におい・かおり環境アドバイザー」と類似した業務内容ですが、単に嗅覚測定法の測定統括にとどまらず、原因究明や対策立案まで踏み込み、社会的ニーズがあります。また、現在すでに臭気判定士の資格だけでこれらの業務を行っている事業者が存在しており、このような制度上のねじれを解消できるメリットもあります。

なお、臭気判定士の業務権限の拡大が困難な場合は、上位資格を新設し、におい・かおり環境アドバイザーと同等の業務を担えるようにすることも一案と考えています。

また、試験手数料は平成 22 年（2010 年）から変更しておりませんが、協会財政の状況を鑑みると、手数料の見直しも選択肢の一つとして検討する余地があります。

いずれの施策も悪臭防止法および同施行規則の改正を必要とするものであり、近い将来、環境省との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、当協会の今後の取り組みも説明させていただきました。

会員の皆様にはご負担をおかけしますが、引き続きご支援を賜りますよう、ごお願い申し上げます。